

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

垂井町長 早野 博文

市町村名 (市町村コード)	垂井町 (21361)
地域名 (地域内農業集落名)	東地区 (綾戸集落・平尾集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・東地区の農業経営体数は14経営体(R2農林業センサス)となっており、このままの減少率で推移すると、令和12年には6経営体、令和17年には4経営体になることが推計され、農業経営体数の大幅な減少が見込まれる。
- ・平尾集落と綾戸集落のそれぞれに中心的に地域の農業を担う営農組織及び認定農家が存在し、それらの主な経営体への農地集積が進んでいるが、法人のオペレーター不足や高齢化、新たな担い手の確保が課題である。
- ・経営面から経営体間の機械の共同利用や業務連携について検討する必要がある。
- ・平尾集落では、ほ場整備事業を進めており、ほ場整備事業後の耕作と運営がうまくいくよう体制を整備していく必要がある。またほ場整備事業区域外の農地の今後の維持・管理について検討する必要がある。
- ・綾戸集落では、農地や農道が狭いため、作業効率を高めるための大型機械や高性能機械を使用することが難しい。それらを解消するためのほ場整備の必要性が増している。
- ・主要農産物は、米、麦、大豆を生産しており、土地利用型農業が営まれている。
- ・近年は、農業資材(機械、燃料、飼料)等の物価高騰が農業経営を圧迫している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在の米・麦・大豆を基幹作物とした土地利用型農業を推進し農地利用を維持していく。
- ・中心的な担い手への集積・集約化を進めるとともに、農業に係る負担の軽減と担い手の確保を図り、持続可能な農業経営を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。また、その周辺の農地は、必要に応じて農業上の利用が行われる区域に含めることを検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員や農地利用最適化推進員と連携しながら、中心的な担い手に対する集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
新たに貸付対象となる農地は全て農地中間管理機構を通じた貸付とし、各集落の中心的な担い手へ集約化を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備を含む土地改良事業等を推進し農業生産基盤の強化を図るとともに、畔や農業用施設の維持・管理が容易となるような更新も検討する必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域内外からオペレーターなどを募ることにより担い手の確保を図り、各集落の中心経営体を次世代に継承していく。 集落単独でなく地区内や近隣集落と連携し、多様で効率的な経営体運営のあり方を検討する必要がある。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山際を中心に有害鳥獣の被害が多く、防護柵の設置・管理を継続して地域で実施する。
 ⑦多面的機能支払交付事業や中山間地域直接支払交付事業に取り組み、集落内の農地の保全・管理を地域ぐるみで行い、畔や農業用施設の維持管理を継続して実施する。
 ⑩経営の効率化や担い手不足などに対応できるように、様々な形での他集落との連携を検討する必要がある。